令和4年度以降の保育所等指導監査について

本県において、これまで年1回、保育所等(認可保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園)へ実施してきた一般指導監査については、従来の「一般指導監査(標準型)(以下、「A型」)」に加え、新たに「一般指導監査(安全重視型)」を実施します。

「一般指導監査(安全重視型)」は、<u>児童の安全を最優先事項とした監査として実施し</u>ます。

また、「一般指導監査(安全重視型)」は、事前に日時の通告を行う「安全重視型監査(以下、「B型」)」と監査当日に通告する「安全管理重点確認監査(以下、「C型」)」の2つに区分します。このため、今後の指導監査はA・B・Cの3つの類型により行うこととなります。

各保育所等が、A型~C型のいずれかの類型による監査対象となるかについては、県保健福祉(環境)事務所が無作為により選定し、通知することとしています。

なお、それぞれの類型の詳細は以下のとおりです。

一般指導監査の分類

○ 一般指導監査(標準型)(A型)

保育所等が事前に作成した監査調書を基に、実地により監査項目(児童の処遇、保育所運営 管理、保育所経理)の確認を行う従来どおりの手法による監査です。

(確認方法:監査調書をもとに確認)

※年間 200 施設程度

○ 一般指導監査(安全重視型)

【安全重視型監査(B型)】

保育所等が事前に作成した監査調書及び安全管理重点確認監査チェックシート(以下、チェックシート)を基に、事故防止対策、虐待等の禁止、安全管理、車両送迎、登園管理、業務の質の評価、苦情解決体制の項目について、重点的に聞き取りを実施する監査です。

(確認方法:監査調書+チェックシートをもとに確認)

※年間 260 施設程度

【安全管理重点確認監査 (C型)】

事前通告なしに、チェックシートに沿って、現地確認と施設長や保育士等へ聞き取りを実施する監査(チェックシート以外の監査項目については、書面審査を実施。)です。

監査当日、施設長不在の場合は、主任保育士や担当保育士の方の対応を想定しています。

(確認方法:監査調書+チェックシートをもとに確認)

※年間 40 施設程度 (R4 年度は 20 施設、10 月以降実施)